

重要事項説明書

指定（介護予防）短期入所生活介護

1. 当法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 香聖会
代表者役職・氏名	理事長 小池 由久
本部所在地・電話番号	〒560-0051 豊中市永楽荘4丁目1番3号 (06) 6846-2111

2. 施設の概要

(1) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日 祝日 9:00～18:00

(2) 開設（サービス開始）年月日 平成 27 年 12 月 1 日

(3) 施設設備の概要

定員	10 名
ユニット数	1 ユニット 10 名
居室	10 室（全個室）
浴室	一般浴槽 特殊浴槽

*上記のほか、本体の介護老人福祉施設に空床があった場合で、当該空床の提供可能な期間に限り、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供致します。

医務室	1 室	共同生活室	1 室
キッチン	1 室	事務室	1 室
介護材料室	1 室	職員控室（休憩室）	1 室

☆ご利用者の心身の状況により居室を変更していただく場合があります。

(4) 同施設で合わせて実施する事業

事業の種類	豊中市の指定年月日	利用定数
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	平成 27 年 12 月 1 日	29 名
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	平成 27 年 12 月 1 日	18 名
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	平成 27 年 12 月 1 日	登録 25 名

(5) 通常の事業実施地域 豊中市全域

(6) 施設の職員体制

当施設では、ご利用者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する

職員として、以下の職種の職員を配置しています。

	兼務	業務内容（特養を含む）	基準配置	実人数
管理者	特別養護老人ホーム施設長	施設内の各事業全般の統轄及び職員への指導、統率等	1名	1名
生活相談員	特別養護老人ホーム 兼務	利用者の生活相談、家族関係機関との連絡等	1名	1名
栄養士	特別養護老人ホーム 兼務	献立、給食記録の作成、食品衛生の指導	1名	2名
機能訓練指導員	看護職員	利用者の機能回復訓練の実施等	1名	1名
介護職員		利用者の日常生活への介護の実施等	5名以上	26名
看護職員		利用者の健康管理等	1名以上	3名

平成 30 年 4 月 1 日現在

3. 施設の運営方針

施設の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り、その居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。

4. 当施設が提供するサービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・ 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間・朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00)
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週2回以上の入浴または清拭をおこないます。 ・ 寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴で快適に入浴していただけます。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切なアドバイスを行います。 ・ おむつを使用せざるを得ない場合は、適切に取り替えます。

離床着替え整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように配慮します。 ・ シーツ交換は、週1回実施します。 (汚染時は、その都度交換します。)
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練指導員により入居者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の診察を受け、健康管理に努めます。 ・ 緊急性のある場合は、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引継ぎます。 ・ 入居者が外部の医療機関に通院する場合は、できるだけ配慮いたします。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、入居者および、ご家族からのご相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。 (相談窓口) 生活相談員
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を豊かなものとするために、適宜レクリエーション行事を企画します。
送迎	ご自宅まで送迎を致します。

5. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料 (介護保険自己負担額)

介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	750円	1500円	2250円
要介護2	822円	1644円	2466円
要介護3	902円	1804円	2706円
要介護4	978円	1956円	2934円
要介護5	1052円	2104円	3156円

介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	563円	1126円	1689円
要支援2	699円	1398円	2097円

加算名	内容	1 割	2 割	3 割
個別機能訓練加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、機能訓練を行っている場合には個別機能訓練加算として1日つき56単位を所定単位数に加算する。	60円/日	120円/日	180円/日
療養食加算	市町村長に届け出て当該基準による食事提供を行う指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が、定める療養食を提供したときは1日につき所定単位数を加算する。 ・食事の提供が管理栄養士、及び栄養士により管理されている。 ・入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事が行われていること。 ・食事提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において行われていること。	25円/日	49円/日	73円/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	夜勤帯に特別養護老人ホームと合わせて、介護職員を2人以上配置した場合。	19円/日	38円/日	56円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち常勤職員の割合が75%以上であること。	19円/日	38円/日	56円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設入所者介護を行っていること、介護人材の確保のための取り組みを一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行っていること、また看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と 少子高齢化への対応	総単位数の1000分の140に相当する単位数 (法改訂により掛け率の変動がございます)		左記に同じ

	<p>が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直すことなどを目的とした加算。</p>		
--	---	--	--

☆ご契約者に提供する滞在費と食費に係る費用は別途いただきます。

(下記(2)②、③参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者がまだ要介護認定をうけていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額をお支払いいただきます。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

② 食 費：朝食 300 円 昼食 550 円 夕食 550 円 おやつ 100 円

③ 滞在費：1日あたり 2,600 円

④ 通常の事業実施区域以外への送迎

通常の事業実施区域以外の地区にお住まいの方で、当施設のサービスを利用いただく場合の交通費は、次のとおり距離を区分しその額を徴収いたします。

2 km 未満 送迎加算のみ

通常実施する地域を超えてから片道おおむね 2 km～5 km 未満 200 円

通常実施する地域を超えてから片道おおむね 5 km～10 km 未満 400 円

通常実施する地域を超えてから片道おおむね 10 km～15 km 未満 600 円

通常実施する地域を超えてから片道おおむね

15 km 以上の場合は、片道 5 km 毎に 200 円加算

⑤ レクリエーション、制作、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションや作品制作、おやつ作り等の参加していただくことができます。

料金：材料費等の実費をいただきます。

⑥ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。(1枚につき25円)

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

ご利用月の翌月15日までにご利用料金で請求書発行を行います。月末までにお支払い下さい。お支払いいただいた後、領収書を発行します。

お支払い方法は口座振替、当施設窓口での支払いの2通りの中からご契約の際に選べます。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更がある場合には、原則として7日前までに事業者へ申し出てください。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

サービスの利用・追加の申し出に対して、施設の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

生活相談員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～18:00(不在の場合、サービス担当職員が対応する)

(2) 行政機関その他苦情相談機関

豊中市健康福祉部 長寿社会施策課	豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号 06 - 6858 - 2838 FAX 06 - 6858 - 2837 受付時間 8:45～17:15(月曜日～金曜日)
---------------------	---

『話して安心、困りごと相談』	豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号 06 - 6858 - 2815 FAX 06-6854-4344 受付時間 9：00～17：15（月曜日～金曜日）
大阪府国民健康保険連合会	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号（中央大通FNビル内） 電話番号 06 - 6949 - 5418 FAX 06 - 6858 - 5417 受付時間 9：00～17：00（月～金曜日）

7. 利用にあたっての留意事項

飲酒、喫煙	飲酒については、ご本人様・ご家族様のご希望と、医療的な観点からかかりつけ医や当施設嘱託医の意見を聞き、お楽しみいただけるよう検討いたします。 決められた場所以外での喫煙はお断りいたします。
設備、器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただく場合がございます。
所持品の持ち込み	他の方に迷惑のかからない程度のものなら持ち込み可能です。 高価な時計や宝飾品等の持ち込みはお断りいたします。
宗教活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
ペット	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はご遠慮下さい。
金銭、貴重品の管理 (有料)	原則、自己の責任のもと管理していただきます。 但し、自己管理が困難な方、もしくはご希望により施設で管理いたします。

8. サービスについての相談窓口

電話 06-6846-2111 （9時00分～18時00分まで）

担当 生活相談員、介護支援専門員

☆ 施設サービスに関することや、ご不明な点でご相談がございましたら
ご遠慮なくお尋ね下さい。

9. 緊急時の対応方法

ご入居者の健康状態に急変があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか
ご家族もしくは緊急連絡先に速やかに連絡いたします。

10. 非常災害対策

- ・防災時の対応 別途定める「宙（すばる）豊中 防災計画」にのっとり対応を行います。

- ・ 防災訓練 年 2 回、夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。
- ・ 防災設備

防災設備名称	個数等	防災設備名称	個数等
スプリンクラー	各階全室	防火扉・シャッター	有
避難階段	3	屋内消化栓	有
自動火災報知器	有	非常通報装置	有
排煙設備	有	漏電火災警報設備	有
誘導灯	有	自家用発電装置	有
ガス漏れ報知器	有		

1 1. 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科目
医療法人甲聖会 甲聖会記念病院	吹田市江の木町 7 番 1 号 電話 06-6380-0666 FAX 06-6380-0736	総合医療 内科・外科 皮膚科 リハビリテーション科 放射線科
リーデンタルクリニ ック	豊中市上新田 1-10-21 電話 06-6832-1313 FAX 06-6380- 1333	歯科

1 2. 損害賠償について

- ・ サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- ・ 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

1 3. 身体拘束の禁止

- ・ 当施設は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(身体拘束の手続き)

- ・ 入居者、又は他の入居者等の生命又は身体の保護のため緊急やむを得ずに身体拘束を実施する場合は、入居者、又はご家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

(身体拘束の解除)

- ・ 身体拘束を行う場合、月 1 回身体拘束委員会を実施し、拘束の継続、解除の検討をおこないます。
- ・ 随時にケース検討会議を開催し、身体拘束を解除できるように努めます。

1 4. 虐待防止のための措置

- ・当施設では、入居者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施に努めます。

1 5. 秘密の保持

- ・当施設は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。
- ・当施設の職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。
- ・当施設は、指定介護保険事業者に対し、入居者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

1 6. 利用者の記録及び情報の管理・開示について

当施設は、『指定（介護予防）短期入所生活介護に関する指定居宅サービス等基準条例施行規則及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則』で定める記録を整備し、『指定居宅サービス等基準条例施行規則及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則』で定める日から5年間保存します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9:00～18:00 です。

1 7. 個人情報の保護について

入居者、又はご家族の個人情報については、次の目的以外で使用いたしません。

(1) 施設内

- ① 入居者に提供するサービスのため
- ② 介護業務のため
- ③ サービス利用記録のため
- ④ 福祉サービスを提供する上で事務管理業務のため
 - ・ 入退所の手続き
 - ・ 会計・経理業務
 - ・ 福祉サービスに関する事故等の報告
 - ・ 福祉サービスの向上や業務維持・改善のための基礎資料作成
 - ・ その他、利用者に係る管理運営業務
 - ・

(2) 施設外の情報提供

- ① 入居者への福祉サービスを提供する上で、他の支援事業者との連携を保つ必要がある場合
- ② 入院・通院による診療の為、医師等から情報提供を求められた場合
- ③ 入居者の診療のため、医師等の意見・助言が求められた場合
- ④ 健康診断等の業務委託をする場合

- ⑤ ご家族の状況説明（入居者本人から承諾を得ているご家族等）
- ⑥ 市町村・国保連等に対する給付費などの請求書等を提出する場合
- ⑦ 事故等により、連絡をする場合
- ⑧ 損害保険会社への加入・請求等の場合

(3) その他

- ① 実習生、及びボランティア等への受け入れ時における最小限の情報提供
- ② 外部監査機関への情報提供

18. 福祉サービス第三者評価について

- ・当施設では現在、福祉サービス第三者評価については未実施です。

年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 大阪府豊中市永楽荘4丁目1番3号

名称 社会福祉法人 香聖会

ショートステイ 宙（すばる）豊中

代表者 理事長 小池 由久 印

説明者 所属

氏名 印

私は本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者

住所

氏名 印

利用者との続柄

身元引受人兼連帯保証人

住所

氏名 印

利用者との続柄

